

会議資料等ファイリングシステム導入・運用業務委託契約書 (案)

那覇市（以下、「甲」という。）と、_____（以下、「乙」という。）とは、甲の会議資料等ファイリングシステムの導入及びシステム運用・保守（以下、「本件業務」という。）について、契約条項に合意し契約を締結する。

（契約の目的と基本的義務）

- 第1条 乙は、本件業務を遂行するにあたり、乙が開発したソフトウェア製品「_____」サービス（以下、「本サービス」という。）を甲に提供する。
- 2 甲は、その対価として所定のサービス利用料等を乙に支払うことを約し、乙は、本件業務を受託する。
- 3 甲及び乙は、本契約に定める事項を信義に則り誠実に履行し、協議に際しては互譲の精神により円満な解決に達するよう努力するものとする。

（法令等の遵守）

- 第2条 甲及び乙は、本契約に基づき実施する全ての事項において、日本国国内法令及び那覇市条例及び規則等を遵守し、これに違反してはならない。

（契約期間）

- 第3条 契約期間は、契約締結の日から令和 11 年 8 月 31 日までとする。ただし、契約締結の日からサービス利用開始の前日までは準備期間とし、その間の利用料等は無償とする。また、令和 7 年 9 月 1 日までにシステムの運用を開始できるようにするものとする。
- 2 サービス利用期間は、次のとおりとする。
- 自 令和 7 年 9 月 1 日
至 令和 11 年 8 月 31 日

（契約金額）

- 第4条 本契約の契約金額は_____円に法令所定の消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

（初期費用及びサービス利用料）

- 第5条 甲は、前条の契約金額に基づき、初期費用（設定・導入費用、講習会費用等）の対価として_____円に法令所定の消費税及び地方消費税相当額を加えた額を、また、サービス利用の対価として月額_____円に法令所定の消費税及び地方消費税相当額を加えた額を乙に支払うものとする。

（利用不能の場合における利用料金等の精算）

第6条 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、甲が本サービスを全く利用できない状態が生じ、乙がそのことを知った時刻から連続して24時間以上当該状態が継続したときは、当該利用することができなかった時間を24で除した数（小数点以下の端数は切り捨て）に、利用することができなかった本サービスに係わる月額の利用料金等の30分の1を乗じて得た額を、甲からの請求に従い減額するものとする。

（契約保証金）

第7条 契約締結の際は、乙は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を契約前に甲に納付するものとする。ただし、甲は、那覇市契約規則第30条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（業務内容）

第8条 乙が甲に提供する本件業務の内容は、別紙「会議資料等ファイリングシステム導入・運用業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）に定める。

2 前項にかかわらず、本契約第29条に基づき甲乙協議のうえ合意した内容については、これを本契約の仕様書に含める。

（遅延損害金）

第9条 甲は、乙の責に帰すべき事由により、履行期限までに本契約の履行を完了することができない場合は、遅延損害金の支払いを乙に請求することができる。

2 前項の遅延損害金の額は、遅延日数に応じ、未納部分又は未済部分の対価に、本契約の締結の日における「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に規定される率の割合で計算した額とする。

（業務完了報告）

第10条 乙は、初期設定等の業務の完了後、速やかに業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

（検査）

第11条 甲は、前条の業務完了報告書を受理したときは、その日から、10日以内に検査を行わなければならない。

2 前項の検査が不合格となり、補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了を届け出て甲の再検査を受けなければならない。

（支払期日）

第12条 乙は、初期費用（設定・導入費用、講習会費用等）の対価として、完了後、甲に対して、第5条に基づく初期費用の金額を書面で請求し、甲は適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に請求額を支払うものとする。

2 乙は、サービス利用の対価として、毎月末日に締めを行い、翌月初めに甲に対して、本契約第5条に基づくサービス利用の金額を書面で請求し、甲は適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に請求額を支払うものとする。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前2項の規定による支払いが遅れた場合は、支払期日の翌日から支払日までの請求金額について本契約の締結の日における「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に規定される率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

（契約の解除）

第13条 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には何らの催告なしに直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由によらないで、この契約を履行する見込がないと認められるとき

(2) 第2条に記載された法令等の遵守ができなかった場合

(3) 重大な過失又は背信行為を行った場合

(4) 仮差押、差押、競売、破産手続き開始、民事再生法手続き開始、会社更生法手続き開始、特別清算開始の申立があった場合

(5) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(6) 公租公課の滞納処分を受けた場合

(7) その他前各号に準ずるようなこの契約を継続し難い重大な事由が生じた場合

2 甲は、乙がこの契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、乙の債務不履行が是正されない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙及びその代理人との間に、この契約に係る物件等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。以下、「暴排条例」という。）第2条第1号の暴力団をいう。）、暴力団員（暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、この契約を解除することができる。

（違約金）

第14条 乙は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 甲は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を乙に請求することができる。

きる。

(共同と役割分担)

第15条 甲及び乙は、本件業務の円滑かつ適切な遂行のために、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業が必要とされることを認識し、これら作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対し誠意をもって協力するものとする。

2 甲乙双方による共同作業及び各自の実施すべき分担作業は、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

3 甲及び乙は、共同作業及び各自の実施すべき分担作業に遅延又は不実施があった場合、それにより相手方に生じた損害の賠償を含めてかかる遅延又は不実施について相手方に対し責任を負うものとする。

(業務の調査)

第16条 甲は、本件業務の作業に立会い、本契約に規定する事項の確保、その他必要な事項について調査することができる。

(再委託の禁止)

第17条 乙は、本契約の履行について、本件業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(知的財産権の取扱い)

第18条 本件業務の遂行の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等（以下あわせて、「発明等」という。）に係る特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。ただし、著作権は除く。）、ノウハウ等に関する権利（以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」という。）は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属するものとする。

2 乙が従前から有していた特許権等を本件業務に利用した場合又は前項により乙に帰属する特許権等が本件業務に利用された場合、乙は甲に対して本契約に基づき本件業務においてこれら特許権等を使用するために必要な範囲における当該特許権等の実施又は利用を許諾するものとする。

3 本件業務遂行の過程で生じた発明等が甲及び乙に属する者の共同で行われた場合は、当該発明等についての特許権等は甲と乙の共有（持分均等）とする。この場合、甲及び乙は、それぞれに属する当該発明を行った者との間で特許権等の承継その他必要な措置を講ずるものとする。

4 甲及び乙は、前項の共同発明等に係る特許権等について、それぞれ相手方の同意等を要することなく、これらを自ら実施又は利用することができる。ただ

し、これを第三者に実施又は利用を許諾する場合、持分を譲渡する場合及び質権の目的とする場合は、相手方の事前の書面による同意を要するものとする。

(著作権の帰属)

第19条 本件業務において作成されたソフトウェア、マニュアルその他のドキュメント、各種計画等の著作物等の著作権は甲又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、乙に帰属するものとする。

(著作物の使用許諾)

第20条 乙は、本件業務において作成されたソフトウェアについては、甲にその使用を許諾するものとする。

(知的財産権侵害の責任)

第21条 甲が本件業務における納入物に関し第三者から著作権、特許権その他の産業財産権（以下、本条において「知的財産権」という。）の侵害の申立を受けた場合、次の各号所定の全ての要件が充たされる場合に限り第22条の規定にかかわらず乙はかかる申立によって甲が支払うべきとされた損害賠償額及び合理的な弁護士費用を負担するものとする。ただし、第三者からの申立が甲の帰責事由による場合にはこの限りではなく、乙は一切責任を負わないものとする。

- (1) 甲が第三者から申立を受けた日から30日以内に、乙に対し申立の事実及び内容を通知すること
- (2) 甲が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、乙に対して実質的な参加の機会を与え、並びに必要な援助をすること
- (3) 甲の敗訴判決が確定すること又は乙が訴訟遂行以外の決定を行ったときは和解などにより確定的に解決すること

2 乙の責に帰すべき事由による知的財産権の侵害を理由として本件業務における納入物の将来に向けての使用が不可能となるおそれがある場合、乙は、乙の判断及び費用負担により、次の各号のいずれかの措置を講じるものとする。

- (1) 権利侵害のない他の納入物との交換
- (2) 権利侵害している部分の変更
- (3) 継続使用のための権利取得

(損害賠償)

第22条 乙が、本契約の履行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えた場合には、甲は乙に対して損害賠償を請求することができるものとする。

2 前項の定めに基づき乙が負担する賠償額は甲乙協議のうえ、契約金額の総額を超えないものとする。ただし、乙の故意又は重大な過失があった場合に

は、この限りではない。

(秘密の保持)

第23条 乙は、業務上知り得た秘密について、第三者に漏らしてはならない。
なお、本条は契約終了後においても同様とする。

(情報セキュリティに係る遵守事項)

第24条 乙は、本契約に基づき実施する全ての事項において、別紙2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守するものとする。

(個人情報の取扱い)

第25条 乙は、本契約に基づき実施する全ての事項において、別紙3「個人情報の取り扱いを定める特約」を遵守するものとする。

(債権の譲渡禁止)

第26条 乙は、甲の事前の書面による承諾なしに、本契約に関連して発生する甲に対する債権を第三者に譲渡したり、又は担保の目的に供したりしてはならない。

(サービスレベル)

第27条 乙は、甲に対して別紙4「SLA」に従い本サービスを提供する。

※「SLA」の内容については、優先交渉権者決定後に機能要件確認書等に基づき協議において決定する

(本件業務終了後の業務引継ぎ)

第28条 乙は、理由の如何を問わず本件業務が終了する場合は、甲が定めるところに従い、本件業務終了日までに本件業務を甲が継続して遂行できる必要な措置を講じなければならないものとする。

2 乙は、前項における措置として他のシステムへの移行、データ移行、消去及び業務引継ぎ等に関しては、甲に対し誠意をもって支援協力するものとする。

(契約不適合)

第29条 第11条の検査完了後、納入物について契約不適合が発見された場合、甲は乙に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項にかかわらず、甲がその契約不適合の存在を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その契約不適合を理由として、修補の請求及び損害賠償の請求をすることができない。

3 前項の規定は、納入物を甲に引き渡したときにおいて、乙がその契約不適合

を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しないものとする。
4 本条により乙が責任を負う期間は、サービス利用開始から利用期間終了後
1年間とする。

(定めのない事項等)

第30条 本契約に定めのない事項が発生した場合、又は解釈に疑義が生じた
場合は、甲及び乙は誠意をもって協議し、これを解決する。

(予算の減額又は削除があった場合の特約条項)

第31条 この契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定
める条例(平成21年那覇市条例第41号)第2条の長期継続契約であるため、
この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、本契約に係る甲の
歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除
することができる。

(合意管轄)

第32条 本契約に関する甲乙間の紛争については、那覇地方裁判所を第1審
の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有
する。

令和7年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙 _____